

令和2年度公益財団法人中央果実協会公募事業
「果実の出荷規格等に関する調査」実施要領

1 事業の目的

我が国の果樹農業において労働力の確保や作業の省力化が大きな課題となる中、労働時間のうち収穫・調製および包装・出荷が依然として大きな割合を占めている。一方、近年一部の産地では出荷規格の一本化、簡素化等の動きが見られるほか、省力栽培による生産物を別規格でブランド化する等の動きも見られる。

そこで、労働力不足への対応等に向けた検討に資するため、産地における出荷規格の現状と課題及びパレット化や鮮度保持対策等の流通面も含めた最近の動向について事例的に把握する調査を行い、取りまとめる。

これらの調査結果については、地域の果樹関係者に広く提供し、果樹農業振興に関する各種計画の策定及び果樹対策の推進に資するものとする。

2 事業内容

(1) 検討委員会

当協会が学識経験者からなる委員会を開催し、調査対象の選定、調査方法・内容の検討、調査結果の分析・とりまとめに対し助言を行う。

(2) 現地調査

うんしゅうみかん、りんご等主要品目について以下の調査を行い、現状、具体的な課題、及び他産地も参考にできるような前向きな取り組み事例について取りまとめる。

- ① 各農家単位（家庭選果、集出荷施設に持ち込むまで）における課題と取り組み
- ② 集出荷段階の課題と省力化の取り組み（作業員の確保、労働環境、選果システム、出荷規格、資材・技術の導入（予冷、パレット化、鮮度保持資材等）等）、
- ③ 輸送段階の課題と省力化の取り組み（多産地・多品目の混載・共同輸配送等）

注意事項

- (ア) 対象品目については、うんしゅうみかん、りんご等主要果実3～5品目とする。
- (イ) 出荷規格の事例把握に当たっては、大きさ、外観とともに光センサーで計測される内部品質にも留意するとともに、当該規格が適用される範囲（時期、出荷先、数量等）についても把握に努める。
- (ウ) 対象品目、調査項目、調査内容については、上記①～③を基本としつつ、最終的には（1）の検討委員会の意見を踏まえて決定する。

(エ) 事業の実施に当たっては、委員会参加者、調査員、調査客体その他の関係者（指導・助言機関等）について、新型コロナウイルスへの感染リスクが生じないよう、十分配慮するものとする。

3 受託者の公募

上記2の（2）の事業の実施を委託するため、当協会公募要領（以下「公募要領」という。）に従い、本事業を担うに適切な団体・機関等（以下「団体等」という。）を公募する。

本事業に応募する団体等は、公募要領等に従い、令和2年7月10日（必着）までに、当協会に別添応募書を2部提出するものとする。

応募者に対しては、公募要領7の審査委員会の開催に先立ち、事務局において事前ヒアリングを要請する場合もあり、これに出席しなかったものは、辞退したものと見なす。

審査の結果、採択された場合は、速やかに委託契約を締結する。

4 委託事業の実施期間

令和2年7月（契約日）～令和3年1月31日とする

5 報告書等の提出

受託者は実施結果を取りまとめた報告書を1部作成するとともに、電子媒体（CD-R等）で令和3年2月10日までに、当協会へ提出する。

6 委託する事業経費の上限

3,800,000円（消費税を含む）

7 事業の内容に関する問い合わせ先

公益財団法人中央果実協会 横井、朝倉

TEL03-3586-1381